

1級

概ね、身体障害者手帳1～2級、療育手帳A判定程度

両眼の視力の和が0.04以下のもの

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

両上肢の機能に著しい障害を有するもの

両上肢のすべての指を欠くもの

両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

両下肢の機能に著しい障害を有するもの

両下肢を足関節以上で欠くもの

体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2級

概ね、身体障害者手帳3～4級、療育手帳B判定程度

両眼の視力の和が0.08以下のもの

両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

平衡機能に著しい障害を有するもの

そしゃくの機能を欠くもの

音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

一上肢の機能に著しい障害を有するもの

一上肢のすべての指を欠くもの

一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

両下肢のすべての指を欠くもの

一下肢の機能に著しい障害を有するもの

一下肢を足関節以上で欠くもの